

原処分（イタイイタイ病認定棄却処分）を取り消す裁決の概要

- 1 処分庁 富山県知事
- 2 審査請求人
性別、年齢 男性、昭和19年生（満62歳）
- 3 認定申請者
 - (1) 性別、生年 女性、大正10年生
 - (2) 死亡年月 平成15年1月（享年81歳）
 - (3) 審査請求人との関係 審査請求人の母
 - (4) 居住歴 出生から死亡時まで、富山県富山市（旧婦負郡）に居住
- 4 経過
 - 平成14年6月 認定申請者は、処分庁に対して認定申請を行った。
 - 同15年1月 認定申請者が死亡したので、請求人が処分庁に対して決定申請を行った。
 - 同年 6月 処分庁は、決定申請を棄却した。
 - 同年 8月 請求人は、処分庁に対して異議申立てを行った。
 - 同年 10月 処分庁は、異議申立てを棄却した。
 - 同年 同月 請求人は、異議申立ての棄却を不服として、当審査会に対して審査請求を行った
- 5 判断の相違点

（1）処分庁の弁明

認定申請者について、平成13～14年にかけて撮影されたX線フィルムでは、右橈骨に病変の存在を認めたが、これは遷延性治癒骨折像であり、骨軟化症の所見ではなかった。
他の部位においても、骨粗しょう症の所見を認めるものの、骨軟化症の所見は認められず、したがって、認定申請者はイタイイタイ病であるとは認められない。

（2）公害健康被害補償不服審査会の判断

認定申請者について、追加提出された平成3年4月のX線フィルムは、右尺骨の病変の成因を考察する上で、影響を与え得る存在であると考えられるが、この資料は認定審査会では検討されていない。
したがって、これを審査資料として加えた上で、改めて認定審査会の意見をきく必要があると考える。
よって、原処分を取り消す。